

市町村議会で議決した意見書等（令和5年3月分）

令和5年4月5日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	八幡平市	免税軽油制度の継続を求める意見書	R5.3.17	1
2	金ヶ崎町	私学助成の充実に関する意見書	R5.3.20	2

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】 令和5年3月17日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣</p> <p>【件名】 免税軽油制度の継続を求める意見書</p> <p>これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、令和6年3月末で廃止される状況にあります。</p> <p>免税軽油制度は、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や鉄道、船舶、製造業、倉庫、港湾での荷役用途車両など道路を使用しない車両、機械燃料用の軽油については免税が認められてきたものです。</p> <p>当市においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、管理車両等の軽油について申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっていたものです。</p> <p>この制度がなくなれば大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、当市の地域経済や市民スポーツ振興等にも計り知れない悪影響を与えることとなります。</p> <p>また、観光立国推進閣僚会議では新型コロナウイルス感染症拡大影響からの回復を期した政策パッケージ「観光再始動」においてもスノーリゾートをインバウンド招致と消費拡大のための有力コンテンツと位置付けており、免税軽油制度が廃止となれば訪日外国人受け入れのための環境整備にも支障を生じかねません。</p> <p>よって国においては、免税軽油制度が継続されるよう強く要望するものです。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p>

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】令和5年3月20日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事</p> <p>【件名】私学助成の充実に関する意見書</p> <p>私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。</p> <p>現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当りにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。</p> <p>こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。</p> <p>よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。</p> <p>過疎地域の私立高校に対する特別助成を含め、運営費や就学支援金等の私学助成金を更に充実することを求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>